資料５

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省説明資料

人材開発支援助成金等の企業向けの取組、公的職業訓練の見直し

厚生労働省 人材開発統括官

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

人材開発支援助成金（令和３年度）

○　職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

令和３年度当初予算額　30,738,540 千円
令和３年度補正予算額　21,567,740 千円

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額　注：（ ）内は中小企業事業主以外	生産性要件を満たす場合
特定訓練コース 強化 令和3年度補正によりITSSレベル2の訓練を高率助成の対象へ	・事業主 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練（※1） について助成	OFF-JT 経費助成：45（30）％ 【60（45）％（※2）】 賃金助成：760（380）円/時・人 OJT＜雇用型訓練に限る＞ 実施助成：665（380）円/時・人	OFF-JT 経費助成：60（45）％ 【75(60)％（※2）】 賃金助成：960（480）円/時・人 OJT＜雇用型訓練に限る＞ 実施助成：840（480）円/時・人
一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
特別育成訓練コース（※3）	・事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	OFF-JT 経費助成（※4）： ・正社員化した場合70% ・非正規の場合60% 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	OFF-JT 経費助成（※4）： ・正社員化した場合100% ・非正規の場合75% 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人
教育訓練休暇付与コース	・事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成：30万円	定額助成：36万円
		・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	経費助成（定額）：20万円 賃金助成＜有給の場合に限る＞：6,000円/日・人	経費助成（定額）：24万円 賃金助成＜有給の場合に限る＞：7,200円/日・人

※1　特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）、認定実習併用職業訓練
※2　雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合
　　セルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
※3　非正規雇用労働者が対象
※4　中小企業等担い手育成訓練は対象外
※5　通信制（e－ラーニングを含む）の場合は、経費助成のみ対象とする

人材開発支援助成金における民間の知恵を活用して実施する「人への投資」の強化

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：６８１億円（３０７億円）
うち民間からの提案を踏まえたメニュー化分　５０４億円（新規）

・人材開発支援助成金では、職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援している。

・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定）において、「人」への投資を抜本的に強化することとされたため、**広く民間から提案を募集し、応募があった提案のうち有効と思われる提案を踏まえてメニュー化した訓練を高率助成の対象とする等、効果的な支援を行う。**

訓練コース	経費助成率（中小企業事業主）	対象訓練
特定訓練コース	４５％	○労働生産性向上訓練 ○若年人材育成訓練 **○民間からの提案を踏まえてメニュー化**　等
一般訓練コース	３０％	○特定訓練コース以外の訓練

※　非正規雇用労働者を対象とする訓練に関する提案があった場合は、非正規雇用労働者が対象である「特別育成訓練コース」についても、当該提案を踏まえたメニュー化を検討する。

ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）の全体像

ハロートレーニング
急がば学べ

離職者向け

公共職業訓練

対象：ハローワークの求職者　**主に雇用保険受給者**
（無料（テキスト代等除く））

訓練期間：概ね3月～2年

※受講期間中　基本手当＋受講手当（500円／訓練日）＋通所手当＋寄宿手当を支給

実施機関

○国（ポリテクセンター）
主にものづくり分野の高度な訓練を実施（金属加工科、住環境計画科等）

○都道府県（職業能力開発校）
地域の実情に応じた多様な訓練を実施（木工科、自動車整備科等）

○民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）
事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施

求職者支援訓練

対象：ハローワークの求職者　**主に雇用保険を受給できない方**
（無料（テキスト代等除く））

訓練期間：２～６か月（※1）
※1 令和4年3月末までの時限措置として、シフト制で働く方などを対象とする場合、より短期間（2週間～）で設定可

※受講期間中 受講手当（月10万円）＋通所手当＋寄宿手当を支給（本人収入が月8万円以下（※2）、世帯収入が月40万円以下（※3）等、一定の要件を満たす場合）

※2 令和4年3月末までの時限措置として、シフト制で働く方などは月12万円以下
※3 令和4年3月末までの時限措置

実施機関

○民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）
＜基礎コース＞基礎的能力を習得する訓練
＜実践コース＞基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練

実践コースの主な訓練コース
介護系（介護福祉サービス科等）
情報系（ソフトウェアプログラマー養成科等）
医療事務系（医療・調剤事務科等）等

在職者向け

対象：在職労働者（有料）

訓練期間：概ね2日～5日

実施機関

○国（ポリテクセンター・ポリテクカレッジ）

○都道府県（職業能力開発校）

学卒者向け

対象：高等学校卒業者等（有料）

訓練期間：1年又は2年

実施機関

○国（ポリテクカレッジ）

○都道府県（職業能力開発校）

令和2年度 公共職業訓練 実績	合計		国（ポリテクセンター等）		都道府県	
	受講者数（人）	就職率	受講者数（人）	就職率	受講者数（人）	就職率
離職者訓練	103,148	－	24,855	－	78,293	－
うち施設内	31,392	83.7%	24,855	84.7%	6,537	80.8%
うち委託	71,756	71.3%	－	－	71.756	71.3%
在職者訓練	71,836	－	41,409	－	30,427	－
学卒者訓練	15,773	95.3%	5,655	99.0%	10,118	94.0%
合計	190,757	－	71,919	－	118,838	－

令和2年度求職者支援訓練　実績　　受講者数合計：23,734人
（基礎コース）5,838人　就職率：52.5%　（実践コース）17,896人　就職率：60.0%

求職者支援訓練における女性の受講状況（令和２年度実績）
（非正規雇用労働者の方など雇用保険を受給できない者が対象）

	入校者	うち女性（女性比率）
合計	23,734人	17,150人（72.3%）
基礎コース（※）	5,838人	4,376人（75.0%）
実践コース	17,896人	12,774人（71.4%）
ＩＴ	2,154人	765人（35.5%）
営業・販売	5,318人	4,092人（76.9%）
医療事務	995人	966人（97.1%）
介護福祉	2,202人	1,390人（63.1%）
デザイン	3,873人	2,761人（71.3%）
理美容	1,712人	1,704人（99.5%）
その他	1,642人	1,096人（66.7%）

※基礎コース
就職に関する知識や
技能を習得するコース

職業訓練コース設定の柔軟化

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすい環境整備を図り、今後のステップアップに結びつけられるよう支援。

① 訓練期間要件の緩和（令和３年２月～令和４年３月末まで）

- 求職者支援訓練　２～６か月 ➡ 2週間～6か月に要件緩和
- 委託訓練　標準３か月 ➡ 1～2か月のコースを創設

職業訓練コース設定の柔軟化とは別に、子育て中の女性が受講しやすいよう託児サービス付きの訓練コースを開設。
- ・公共職業訓練　平成21年度～
- ・求職者支援訓練　平成28年度～

② 訓練時間要件の緩和（令和３年２月～令和４年３月末まで）

- 求職者支援訓練　月100時間以上　１日５～６時間 ➡ 月60時間以上　１日2～6時間に要件緩和
- 委託訓練　標準 月100時間 ➡ 標準 月60時間のコースを創設

③ ①又は②の訓練コースについて付加奨励金等の就職率要件の緩和（令和３年２月～令和４年３月末まで）

- 求職者支援訓練
  - 1万円／人月：30%以上55%未満
  - 2万円／人月：55%以上
- 委託訓練
  - 1万円／人月：50%以上70%未満
  - 2万円／人月：70%以上

※就職率による欠格要件についても同様に設定

＜参考　現行のコース＞

求職者	１万円／人月：	35%以上60%未満
	２万円／人月：	60%以上
委託	１万円／人月：	60%以上80%未満
	２万円／人月：	80%以上

④ オンライン訓練の拡充

- ・令和３年10月～　求職者支援訓練
  - 育児等により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等を対象とした「eラーニングコース」を実施。　※委託訓練では平成29年度から実施。
- ・令和３年２月～令和４年３月末まで　求職者支援訓練　委託訓練
  - ※オンライン訓練について、「実技」も可能とする。
  - また、求職者支援訓練の通所要件を総訓練時間の40%以上から、20%以上に緩和する（20%は委託訓練と同様の水準）。

人材開発分科会報告（概要）

～関係者の協働による「学びの好循環」の実現に向けて～

○　人材開発をめぐる主な課題

（１）**デジタル化（DX）**等の急速な進展、（２）**非正規雇用労働者**のキャリアアップ、（３）**リスキリング・リカレント教育** 等

⇒　・企業主導型の教育訓練の強化とともに、**労働者の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しの促進が重要**

　　・公的職業訓練の強化、精度向上が必要

○　**外部労働市場及び内部労働市場の双方における「関係者の協働」**によって、個人、企業、さらには経済社会の成長につながる自律的・主体的かつ継続的な**「学びの好循環」**を、以下の①～③のプロセスを通じて実現していく。

「学びの好循環」のプロセス

① 職務に必要な能力やスキル等の明確化、学びの目標の共有

② 職務に必要な能力等を習得するための効果的な教育訓練プログラム等の提供

③ 労働者の自律的・主体的な学び・学び直しを後押しするための支援策の展開

労働市場全体における人材開発の促進

＜地域ごとの協議会の設置＞

- 労使、教育訓練機関、労働局、都道府県、民間職業仲介機関等の関係者間で次の事項を協議する場を法定化
  - **・地域の人材ニーズに係る共通認識**とそれに適した**訓練コースの設定**
  - ・訓練受講者等の**個別の状況を踏まえた検証、見直し**
  - ・訓練受講者に対する**キャリアコンサルティングの促進や就職促進**

＜キャリアコンサルティングの推進＞

- 企業による節目ごとのキャリアコンサルティングの実施や、国によるキャリアコンサルティング機会の確保など関係者の責務規定を整備

必要な法的整備を検討（職業能力開発促進法の改正）

企業内における人材開発の促進

＜ガイドラインの策定＞

- **企業内**における労働者の主体的かつ継続的な学び・学び直しの促進に向けて、今後、
  - **・基本的な考え方**
  - **・労使が取り組むべき事項**

    （例：求められる能力・スキル等や学びの目標の明確化・共有、学習メニューの提供、時間面や費用面での配慮、キャリアコンサルティング　など）
  - **・国等の支援策**

  等を体系的に示す**ガイドライン**を策定。

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、**リカレントガイドライン（仮称）の策定**を求められている